

## 公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台(1)

## 目次

第17	公益信託の清算.....	2
1	残余財産の帰属.....	2
2	公益信託の清算等の届出.....	2
3	公益信託の清算のための新受託者の選任.....	3

## 第17 公益信託の清算

### 1 残余財産の帰属

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者若しくは当該公益信託の公益信託事務と類似の事業を目的とする公益法人等（以下「他の公益信託の受託者等」という。）（注）又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定めたものでなければならぬものとする。  
（注）公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人を含むものとする。
- (3) 上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属すべき者として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合には、残余財産は、国庫に帰属するものとする。

（補足説明）

本部会資料第17の1は、部会資料48の第17の1と中間試案第17の2とを統合したものである。

また、部会資料48の第17の1(2)では、「残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託～に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。」との提案をしていたが、本部会資料第17の1(2)では、より正確に、「残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者～に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。」としている。

その他、提案全体について法制的な面を考慮し、形式的な修正を行っている。

### 2 公益信託の清算等の届出

- (1) 清算受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該信託の終了の日から3箇月が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならぬものとする。当該見込みに変更があったときも、同様とするものとする。
- (2) 清算受託者は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬものとする。

### 3 公益信託の清算のための新受託者の選任

裁判所は、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合には、行政庁又は委託者、信託管理人、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならないものとする。

(注) 裁判所による清算のための新受託者の選任には、信託法第173条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(補足説明)

信託法第173条第1項は、裁判所は同法第166条第1項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない旨定めている。これは、公益確保のための信託終了命令がされた場合において、その清算を公的機関の関与のもとで適正に行い、ひいては、不法な信託の活用を抑止するためとされている。

同条と本部会資料第17の3とが想定する場面(公益信託認可を取り消される場合)は異なるものの、部会資料49の第12の4(公益信託認可の取消し)の提案を踏まえると、公益信託認可を取り消される場合は、当該公益信託の受託者が、行政庁による勧告や命令に従う意思がないものと考えられ、内部ガバナンスに相当な問題があるものと考えられるし、受託者としての能力が欠如しているおそれもある。そのような公益信託の受託者に清算を任せることは相当でないと考えられることから、本部会資料第17の3では、信託法第173条の規律を参考として、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合には、行政庁又は委託者、信託管理人、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならないものとする。ことで、清算の適正性を担保することを意図している。これにより、残余財産が公益の領域から出ることのないようにすることが担保されるものとも考えられる。

なお、部会資料49の第17の4では、公益信託の残余財産が公益以外の領域に出ることがないことを確実にした上で、速やかに清算をする必要性が高いものとして、公益信託認可を取り消される場合と共に合意により公益信託が終了する場合を挙げたが、第52回会議では、このうち、合意により公益信託が終了する場合について、「合意による終了は正当な行為であり、これが悪質な目的に使われる場合には、受託者の善管注意義務違反が問われるべきであることから、公益信託認可の取消しと合意による公益信託の終了を同視する考え方について反対する。」との意見があった。確かに、合意による終了の場面では、受託者及び信託管理人は、公益信託が終了することについての合理的な判断をした上で、終了に合意をしているものと考えられることか

ら、本部会資料第17の3では、新受託者を選任しなければならない場合として、公益信託認可を取り消される場合のみを挙げ、公益信託が合意により終了する場合は対象としないこととしている。

また、公益信託認可の取消しによる終了の場面においても、当該公益信託認可の取消しによる終了の日から3箇月を目処に、残余財産の引渡しの見込みについて行政庁に届出を行わなければならないことからすれば、速やかに新受託者を選任し、清算手続を進める必要がある。また、公益信託認可の取消しを実際に行った行政庁がその公益信託認可が取り消された事情について最もよく事情を承知しているものと考えられる。そこで本部会資料第17の3では、委託者、信託管理人、信託債権者等の利害関係人とともに、行政庁に新受託者選任の申立権を付与することとしている。

なお、ここで選任される受託者は、適正に清算をするために選任されるものであり、信託法第177条の清算受託者として、同条に規定する職務を行うことが予定されている。そのため、その選任について、行政庁の認可を受ける必要はないものとの整理をしている。

以上の考え方を踏まえ、本部会資料第17の3について、どのように考えるか。

以上